

情報信託機能の認定スキームに関する検討会（第7回）議事概要

日時：2019年1月29日（火）17時00分～19時00分

場所：総務省8階第一特別会議室

構成員）宍戸座長、石原構成員、伊藤構成員、井上構成員、太田構成員、落合構成員、高口構成員、小林構成員、黒岩構成員代理、古谷構成員、真野構成員、美馬構成員、森構成員、森田構成員、湯淺構成員、吉澤構成員、若目田構成員
オブザーバー）内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室、個人情報保護委員会事務局）総務省、経済産業省、一般社団法人日本IT団体連盟

資料7-1 『情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会』開催要綱』について日本IT団体連盟より説明。

資料7-2 『情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0』の見直しに向けて』について総務省より説明。

資料7-3 「データ流通・活用に関する検討状況について」について内閣官房IT総合戦略室より説明。

資料7-4 「AI・データ活用に向けた取組について」について経済産業省より説明。

資料7-5 『情報銀行』に関する取組みについて』について日本IT団体連盟より説明。

資料7-6 「PDS内蔵情報銀行 paspit について」について太田構成員より説明。

資料7-7 「経済的視点からみた情報信託機能の論点」について高口構成員より説明。

意見交換

<指針の見直しについて>

●認定を受けた後で指針の見直しがあるといったときには、市場側からすると不安になるため、誰がリーダーシップをとるのか、メンテナンスをするのかをしっかりとっておくと認定を受けやすくなる。

●指針の見直し項目にするかどうかはわからないが、金融データWGだけでなく、健康・医療データWGについてもWGとしての報告を公にする予定。

●情報銀行における個人の情報のコントロール機能については、実証の項目にも含まれており、実証の成果も踏まえた検討を行う。

●信用スコアを取り扱う場合のルールを検討については、AIの透明性やプロファイリング規制の間など、これらを情報銀行だけに当てはめるのか、国としてどの場で検討すべきなのか明確にしてほしい。どの場で掘り下げるのか、本検討会に入れるのか入れないのか明確にしたい。

<検討議題について>

●本検討会ですぐに結論が出るものではないと承知しているが、データポータビリティについて、今回の検討の議題に盛り込んでいきたい。

<情報銀行の提供先のセキュリティ水準について>

- 情報銀行では、認定事業者から提供先に個人情報があるまま行くことになるが、認定事業者自体はしっかりしたセキュリティレベルを持っていても、提供先のセキュリティレベルが緩い場合がある。提供先にも同レベルのセキュリティを求めるとされているが、そうすると提供先が限られてくるので不便という意見があり、難しいところ。情報を個人情報でない形で渡すのであれば、認定事業者と提供先で異なるセキュリティレベルでも認められるかもしれないが、その場合、その個人情報ではない情報はどの程度の安全性が求められるのかという課題が生じる。
- 現在の個人情報保護法上、トークン化された情報も個人が特定できる情報と同等の扱いとなるが、情報銀行の認定に関しては、提供先基準においてトークン化された情報などの特定の個人を識別できない情報に関しては、セキュリティ基準を下げることもいいかと思う。
- 個人情報の第三者提供にあたり、情報銀行として個人からある種の同意を得た上で、プラスアルファで、情報銀行の仕組みだとデータ倫理審査会をうまく活用する、あるいはPIAをかますといった方法で、情報銀行の制度をもう少し緩和することは考えられないか検討したい。
- 情報銀行の指針の中では、「個人情報」ではなく、概念的に個人情報保護法の指す個人情報よりも広い意味を持った「PII」という表現をしている。情報銀行と提供先がリスクに応じて施す対策は取り扱う情報の種類が違えば変わってくるはず。
- 金融分野でも、必ずしも同じ基準であっても同一の対策ではない場合があり、実質的に見てどのような対策が合理的かつ実施可能なものか議論したい。
- 事業者側が情報を流通させるために安易にセキュリティ基準を下げるべきではなく、新たな技術や新たな取り組みを踏まえて新たな方法論を検討したい。

<消費者問題について>

- 消費者問題を扱う分野では、消費者の情報の非対称性や格差などにに基づき、消費者に被害や不利益が生じていると捉えており、データ活用の分野においては、従来型の消費、サービス以上に消費者側に情報がないなど、新たな問題が生じている。これらの問題解決が重要と考えている。
- 消費者がどのように情報銀行を選択すればいいのか、問題が生じたときにどうすればいいのか、といった点を念頭に普及啓発を行って欲しい。
- データのコントローラビリティだけではなく、トレーサビリティ等の証跡をどう残すかといった点も普及のための課題である。
- 情報銀行で取り扱う情報の公開は消費者が情報銀行を選択するときに大切。消費者はニーズに沿った選択をすると思うが、例えば情報銀行Aと情報銀行Bがあったときに、情報が標準化されていれば、どちらがいいのか消費者が選択できるようになる。
- 情報銀行には、消費者に対してわかりやすく便益を説明する責任があり、そこをどこまで標準化できるかというのは、既にサービス提供されている側も踏まえながら検討が必要。

<データの提供先について>

●例えば FinTech 事業者がデータの提供先となる場合、提供先事業者だけがデータを使用するのではなく、加工や別のサービス提供のノウハウがある事業者にさらに提供することでデータの利便性が上がる。提供先にどのようなガバナンスを求めるか、医療や金融データといった情報も他の情報と同じ基準を使用するのかといった点も含めて議論していきたい。

<データ取引市場について>

●データ取引市場と情報銀行の関連性や連携について整理していきたい。

●データ流通推進協議会において、中間とりまとめをもとに、データ提供元、データ提供先、データ取引所運営事業者という3つのプレーヤーの定義を含めた認定基準を作成した。データ取引市場と情報銀行の関係性としては、①情報銀行が取引市場を介してその先にある提供先に情報を提供する場合と、②情報銀行が取引市場を介して情報を収集する場合は考えられる。

以上